加藤友三郎内閣期の選挙法改正問題

松 尾 兊

挙法改正は 法調査会は有権者の約三倍増を答申し、政府はこれを重要法律案の予備審査機関たる法制審議会に諮問した。加藤内閣によって選 普選運動参加はブルジョワジーの支配を安定さすことになるとして、これにブレーキをかけた。一九二三年六月、衆議院議員選挙 選運動の煽動から統制へと態度を改め、 大都市から、 選挙法改正の必要を認め、 (国税→地方税) 加藤友三郎内閣 一九一九年いらいはじめて政治日程に上り、 地方の小都市・農村へと侵透した。議席の過半数を占める政友会は、野党の統一普選法案を一蹴したが、 は選挙権の大拡張を必然化した。野党第一党の態政会は政権担当の可能性を確実なものにするために、 (一九二二年六月~二三年八月) は貴族院を基礎とする非政党内閣であったにもかかわらず、 まず政府内に調査会を設置した。一九二三年はじめの第四六議会では、前議会同様の普選運動が展開し、 各地の市民・農民政社を傘下におさめることにつとめた。他方日本共産党は、 次期山本内閣にひきつがれる。 史林 六五卷六号 一九八二年十一月 無産階級の 新党議の地 衆議院議員

は Ľ め ت)

より、 普選問題の動向については、 論は私の構想する普通選挙制 において詳述し、ついで、 第一次大戦後の普選運動」 第一次大戦下における同盟会の禁圧までの普選運動の実情を、小碆『大正デモクラシーの研究』 一応の見通しを「政党政治の発展」(岩波講座『日本歴史』現代2、一九六三年)において論じて 第一次大戦後、 度成立史の一部である。 (井上清編『大正期の政治と社会』岩波書店、 原敬内閣下、 私はすでに、一八九七(明治三〇)年普通選挙期成同盟会の成立 普選運動がはじめて大衆化し、 一九六九年)において分析を試みた。 政治問題化した時期につい (青木書店、 その後の 一九六

立するまでの過程を改めて究明したいと考える。 今回、 幾つかの断章によって一九二〇年五月の普選問題を争点とする総選挙より一九二五年三月、 小論はすなわちその一章を構成する。 普選法が

化にともなう階級闘争の激化、 前記総選挙における普選反対の与党政友会の圧勝により一応政治的決着がついたかに見えた普選問題は、 日本農民組合・全国水平社の結成に象徴される民衆の組織化の進展、 ワシント 戦後不況 の深

案を上程した。 政府・政友会は多数をたのんでこれを否決したものの、 一九二二年初頭の第四五議会において普選運動は昻揚期を迎え、 政策転換の必要に迫られ、 **憲政・国民の両野党ははじめて統** これに触発されて内紛 普選

原敬・山県有朋の政界二本柱の喪失等内外事情の急変により、

高橋是清内閣下再び政争の焦点と

激化し、内閣総辞職の異常事態を迎えた。

呈された国際的孤立化、

おける、 挙法改正事業の実態を明らかにするとともに、 としてその存在を軽視され、 に諮問した。 加藤友三郎新内閣は選挙法改正に積極的意欲を見せ、 加藤内閣の位置づけを試みる。 選挙法改正は一九一九年春以来はじめて政治日程に上ったのである。 衆議院議員選挙法調査会の結論さえ明らかにされていない有様である。 この問題をめぐる政治諸勢力の対応状況をさぐり、 衆議院議員選挙法調査会を設置し、その答申を得て、 ところが従来、 加藤内閣は 普通選挙法成立史上に 小論はこの内 法制 中 間 閣の選 審 内閣

[付記] 東日、 文中『東京朝日新聞』 大毎、 時事、 国民、 『大阪朝日新聞』 と略記する 『東京日日新聞』 『大阪毎日新聞』『時事新報』『国民新聞』は、 それぞれ、

衆議院議員選挙法調査会の設置

1

が 成立した。 高橋内閣が総裁派・ 元老松方正義の推薦による。 反総裁派の内紛で倒れたあと、一九二二年六月一二日、 当初加藤友三郎の辞意が固かったので、 前海相加藤友三郎を首相とする贵族院内閣 松方は憲政会総裁加藤高明を第二候補

成

加

|藤内閣は成立直後より調査機関設立を計画した。

た。 ŋ は 院 は 策 線 数党にも屈せぬ」ところがあった(『桜内幸雄自伝』一○九ペ-ジ)。まして政友会としては当初無条件支持を約したこともあ としたが、 っ 前内閣の遺産たる陸・海軍縮および陪審法を実現させた。 !本来無党派のポストとされた外・陸・海を除く七大臣の席を、 の一つであった 0 接近せんとした前 それは経済の好況を背景とした原敬の積極財政、 両会派は政友系であり、 党内もいぜん内紛が続いていたから、 加藤は第二次大隈内閣いらい引続いて七年間、 これを察知した政友会幹部は 内閣総裁派 顔ぶれからみて内閣の性格は超然内閣というより準政友会内閣といってよい。 (改造派) 「無条件」で加藤友三郎を支援することを約し、① の方向を継承するものであった。 加藤は貴族院主体の超然内閣としての特色を生かした新政策を打出そうと試 軍備拡張、 四代の内閣にわたり海相の座にあり、 しかし新内閣は必ずしも「政友会の事務取扱内閣」ではな 研究会に四、 民衆運動強圧を特徴とする政策の修正を要求する野党路 衆議院議員選挙法調査会の設置は 交友俱楽部に三と分かち与えた。 その内閣を成立させた。 政務に練達し、 事実、 「みだりに多 か この貴 かる新 新内閣 新 内閣 政 か 族

唱えれ る。 をほのめかしていた。 に呼応するもの たが、「火は未だ見えざるも煙は昇れりと云ふべき多少の事実あり」、 が設置されるかも知れ 一選問題を公的機関の審議にかけ、 『時事』(9・1) .ば貴族院から嫌われて政権から遠ざかるおそれをもつとして、この両党の「困惑」を救うために いが現わ この発想は、 は、 ñ 政友会には普選の敵との印象を国民にもたれては不得策との思惑があり、 ねとの観測をしている。 第四五議会下、 その打開の道を探ろうとする発想は、 政友会内で公然と論議され、 記者はこの実現は と調査会設置の発想がすでに政党間に存在すること 「幾多の曲折を経たる後」となろうと予測はしてい 管見では一九二○年第四二議会後にさ 普選派内でも田川大吉郎のごとく、 憲政会は逆に普選 一何等 か の審議機 ゕ っ を ぼ

会政治家が正面から普通選挙制に反対したのに比すれば、大に其歩を進めたものと」評価しつつも、これが政府の責任の

七月二一日付の

『国民』

は政府にその意のあることを報じ、

かゞ 決すべし」と論じている。七月二四日 !れと「人の口を塞ぐの政略」となりうることを指摘し、普選問題はもはや調査の段階でなく、内閣は「一断以てこれを 『大朝』 の社説もこれに同調している。

八月二日、 加藤首相は地方長官会議において、 恒例の型通りの訓示をのべたあと、 補足として普選問題に言及し、 次の

ような注目すべき発言を行った 政府として之を何う扱ふかと間はれゝば「早晩実行」せねばならぬ事だと答へるに躊躇しない。 併しながらその内容を如何にする

すなわち新首相は公式の席上ではじめて、 将来に於て充分なる調査研究を開始する方針である。⑤ か、之れが実行の時期如何を問はるれば、 それに対して政府としては即答しかねる。 前内閣の普選尚早論を排し、 普選を「早晩実行」 併しながら政府は普通選挙制度に対しては近き すべきものとして、

就任し、 相に信頼されること深く、 は明治末年原敬に登用されて以来ほとんど準政友会員というべき存在であり、選挙法改正に消極的な政友会の意向に反す 近い将来に限定し、その内容と実行期についての調査機開を設置する意のあることをほのめかしたのである。 相鎌田栄吉も岡野の支持者に数えられよう。 伝』三〇五ページ)。 の立場を保っていた。閣内では宮田光雄書記官長と馬場鍈一法制局長官は東大時代の門下生であり、 ることはできなかった。一方、 由もあると、 閣内にあって首相を支えたのは、 さらに貴族院に入って研究会に属して以来、 国家内外の大勢は同案の解決を急とし、 この岡野は普選問題の「解決は政党内閣に待つことは困難であって、 「恰も加藤首相の最高相談役たると同時に、 岡野敬次郎は本来商法専攻の東大教授。日露戦後第一次第二次西園寺内閣の法制局長官に 選挙法を担当すべき内相水野錬太郎よりも法相岡野敬次郎一派であったらしい。 彼は福沢門下で入閣前まで慶応義塾の塾長であったが、 政友会の鼻息のみ窺ひ難きことを説」いたという(東朝10・ 政友会とは関係が深かったが、 閣僚の顧問たるが如き観を呈した」 水野とは異なり、 是非現内閣の手中に待つべき理 その関係もあって首 日露戦後以来婦人参 政友会とは独自 (『岡野敬次郎 水 文

政権運動に理解を示し、

かつ、一九一一年三月、

第二六議会で穂積八束の普選排撃演説に只一人異を唱えた人物であった

四

ヘージ)。

育の発達の如き、 (小著『大正デモクラシーの研究』 最も意を払わねばならぬ」と普選実現を前提とする発言を行っていた 九九ページ参照)。 彼は新内閣発足に当って、 「普選の実現が時代の要求であれば、 (国民6・14 普通

郎 内相 の であるけれども当時 内務省の政策決定に参画した。 ときはアメリカで片山潜に近づきさえした(渡辺春雄『片山潜と共に』四九ページ)。彼らは戦後帰国すると本省参事官として 材であった。 つて治安警察法第十七条廃止だとか、 鬼門と云ふ姿であつた」 大塚維精 .務省内にあっても選挙権再拡張の声が強まっていたことも見逃せない。 (次官は水野) 彼らは後藤の希望どおり大いに「世界の空気を呼吸」し、 前田多門・次田大三郎ら、 の発譲で欧米に派遣された若手官僚であった。 Ó)原内閣の下に於ては異端邪説と目される議論を遠慮なく主張して各局に戦ひを挑む。 という。 長岡隆一郎『官僚二十五年』(ニニニページ) 労働組合公認だとか、 一九〇七・八年に東大を卒業して入省した、 普通選挙法即時実施だとか、 後藤文夫・丸山鶴吉・ (『後藤新平伝』 によれば、 その先鋒は大戦中寺内内閣のとき、 第三巻六七四ページ)、 当時三〇代前半の本省課長級の人 田子一 「之等の連中は参事官室に立て籠 今日から云へば何でもない議 民・長岡隆 後藤文夫のご 郎 さながら省 後藤新 堀 切善 次

れば、 だし若手内務官僚がすべて普選論者であったのではない。 県課長として、 を通して寄付した一万円を軍資金とし、 普選については堀切善次郎が急先鋒で、 きわめて保守的で、 また一九二五年法改正のときは地方局長として直接選挙法改正事業に参画した人物であっ 普選論などには「一向共鳴してこなかった」という しきりに普選の宣伝につとめたという(大霞会『内務省史』第四巻二八六ペー 大原孫三郎(倉敷紡績社長、 後藤文夫より一年先辈の潮恵之輔は一九一九年法改正のとき府 大原社会問題研究所の創設者) (内政史研究会『堀切善次郎氏談話第 が堀切の同 志の赤木朝 堀 切に 速記 た ょ

5 28)によれば、 民衆の動向に直接関心を払う立場にある地方長官の中にも、 五月二七日、 高橋内閣末期の地方長官会議の席上、 選挙権拡張論者が存在を示すようになった。 香川輝(岡山)・ 岡田忠彦(長野)・安河内麻吉

(872)

78

らが時代の大勢として普選断行の急務を説き、 は らと対立したという。 たか疑問は残るが、一九一九年法を改正し、選挙権拡張をはかるべしの声が内務省内に強まって来たことは疑えない。 「独立の生計」づきであった。中央・地方を問わず官僚の「普選」 『国民』(5・29)は大勢は普選論者が優勢だったとつたえるが、 時期尚早をとなえる沢田牛麿(石川)・折原巳一郎(千葉)・守屋源五郎(茨城) 論者がはたして納税資格の無条件撤廃まで唱えてい 少くとも安河内の場合

ŋ, び法制局の高官を委員に任命した。 ところで首相の言明にもかかわらず、調査機関は容易には設置されなかった。 閣議は「衆議院議員選挙法調査会」 の設置を決定し、同時に内相水野錬太郎を委員長に、内務・司法・文部三省およ ようやく秋も深まる一○月二○日にいた

計 (5) 調査会は一一月一日初会合を開き、 「選挙の効力」⑥「罰則」、以上六節にわたる詳細な調査項目を決定、一一月二四日より審議を開始、 兵役義務の完了、戸主、欠格者の全九件) 翌々日の第二回委員会で(1)「選挙権」(年令・性・住所・納税資格、 (2)「被選挙権」(九件) (3)「選挙ノ方法」(一一件) (4)「選挙運動ノ取締」 教育資格、 第四六議会開会 独立の生 (四件)

ŋ 閣議の承認を得たという)。 調査会の性格は、 一一月一日の初委員会における首相訓示がこれを示している (東朝11・2、 なお起草には水野内相が当 のため翌年一月休会に入った(以上、東朝11・2~1・20)。

殊に深く我国の実情を考査して之に適応することを期せねばならね。 て脈絡あり統一ある調査をなすことを目的とするのである。 従つて本調査は現行衆議院選挙法の全斑に亘つて選挙権、 務としての取扱を以て足れりとすべきでないから、 も之が調査は最も完全且徹底的にせねばならぬと認めたのである。而して其の調査すべき事項は頗る多岐に渉り、 抑も衆議院議員選挙法は従来時勢に順応して屢々之が改正を見たけれども、 内閣は特に調査会を設け、 被選挙権、 之に付ては外国の法制と実績とを比較参照するは固より必要であるが 選挙区制、 単に選挙権の拡張をなさむとしても、 関係各官庁より委員を出して調査を尽す事になつた。 近時選挙法の改正に関し論議愈盛になり、 選挙の方法、 選挙の取締其の他重要なる事項に関し 如何なる順序を以て如何 単なる一官庁の常 政府に於て

むことを希望する き選挙制度に関する重大なる問題に対し適当なる解決を与へる為には、 なる程度に於て之を為すべきか、 さも 先づ政府部内に本調査会を設けたのである。 殊に之が実施の時期と準備とを如何にすべきか等考究を要すべき点が多々あると思はれ、 斯様な次第であるから諸君に於ては此趣旨を諒せられ、十分なる努力を致され 広く朝野の衆智を聚めて統一的調査を為すを要することある

必要があったからだと考えられる。 政 会に対する配慮)要因はのちに首相が臨時法制審議会の席上明言したように「普通選挙ノ論議カ旺ト為リマシ (府ハ更ニ本法 、なわち第一の要点は、 ノ全斑ニ亘リ調査ヲ為ス必要ヲ認メ」 (後述)とともに、 調査会の目的が単なる選挙権の拡張でなく、選挙法全体の再検討におかれたことにある。 実際問題として、 有権者の増大にともなって発生を予想される諸問題に見通しをつける (穂積陳重文書) たことにあったのだが、 普選をぼかしたのは、 タノト内外ノ趨勢トニ 政友 設置

的存在たらしめたことである。 第二の要点は調査会を、 政府部内の官僚を構成員とし、 この調査会の性格の矮少化については政友会の強い干渉があった。 来るべき 「朝野の 衆知」 を集めるための高次な調 『国民』 10 査機 . 22 関の予備 は次

の観測配事を掲げている。

張に反対するは自ら求めて国民の怨府となる所以である故、 普選尚早など言ふ者は一人もなく、又貴族院議員は、特に貴族院令は議会の容喙を許さざるに、公の調査会に於て国民の選挙権の拡 があつた模様であり、 大家揃ひの事とて、 最初立法事業として法制審議会に付議する意向もあったが、 若し審議会が普選断行を望むなど答申でもしやうものなら、 第二案として貴衆両院議員学者有識者から委員を挙げて調査会を組織すべしとの案も、 結局は普選即時断行と言ふ決議となる戯もあるので、之にも政友会の反 審議委員の中には一木、 政友会死活の問題であると政友会方面から大分圧迫 穂積両博士の如く全く党派関係に支配され 今時分学者有識者中に

右の観測が当っていることは、 政友会総務小川平吉の談話(大毎10・21)に裏付けられる。

対があり行悩んでゐると伝へられて居た

らぬ。その決心なくして普選論を抑へる手段として法制審議会に之を諮問するが如きはまるで世を欺くもので却て物議の種となるで があつたようだが、若し此等の機関に普選実施の可否を諮問すれば政府は之を容れて直に実行するだけの決心がついてゐなければな 今年の夏頃政府部内に普通選挙問題を法制審議会に諮問するとか議院制度調査の大規模な機関を設けたいとかいふいろいろな意見

あらう。そこで政府は単に普選問題に関する調査に止めることにしたらしい。

これは小川自らが政府との交渉に当って発言した脅しの言であったかも知れない。

『大毎』(10・22)は、もはや普選は調査事項にあらず、調査会の設置は「児戯に類する」と一笑に付し、

『国民』(11

る避難所」と非難し(国民10・22)、革新派も、政友会との「狎れ合いのお芝居か」と冷眼視した(同上)。 に結論を出せと要求した。世論はこのように調査会を必ずしも歓迎せず、憲政会総務早速整爾も「普選断行の鋭鋒を避く 3)はまず「普選実施を決定し」、その上で必要事項を調査せよと論じ、『東朝』(10・21)は調査もよかろうが次期議会まで

て議会後における政府の調査会設置、両々相まって選挙法改正への歯車がまわりはじめたといえよう。 のがある。 しかし調査会の設置は、政府が一九一九年法の手直しの必要を公式に認めたものとして、その意義は没すべからざるも 一度開始した調査は結論を出さねばならぬ。第四五議会前における野党の無条件普選への足並みの一致、そし

- ① 政友会の新内閣無条件援助の約束は『松本剛吉政治日誌』(六二七、二年六月一二日の条)に見え、前田蓮山『床次竹二郎伝』(六二七、一ジ)もこれを伝える。
- 縮に匹敵する。内閣はまた労働行政の一本化をめざして、社会局を新派内閣(一九二五年)および浜口内閣(一九三一年)の行った財政駅千万円は前年度に比し一億一千万円の減額になる。この成果は護憲三年万円は前年を
- ④ 小論「普選運動の復活」(『日本史研究』二四四号)。 設し(一九二二年一一月)、一方、治安立法の計画を中断した。
- 暗示していない。 内容だが「鋭意研究調査に努力してゐる」の表現で、調査機関新設を の『国民』(8・3夕刊)。 ただし『東朝』(8・3)では大同小異の
- して内務省参事官横山助成と司法省参事官秋山高三郎が任命された。文部次官赤司縣一郎、文部省普通学務局長山崎違之輔。ほかに幹事と文部次官山内確三郎、司法省刑事局長林頼三郎、検事総長鈴木喜三郎、内務次官川村竹治、内務省地方局長塚木清治、同簪保局長後藤文夫、内務書記官長宮田光雄、法制局長官馬場鍈一、同参事官松村真一郎、

前引斯波の

「農村に於ける普選要求の声が白熱的である」とは、

具体的にはつかみにくい。

農村部では都会とちがって、

市

第四六議会下の普選運動

9

場怠業状態で緊張を欠く」と新聞の見出しに書かれる有様で り与野党七人ずつの弁士が二月二四日から二七日まで四日間にわたり討論を続けたが、 σ ことが判明する。)経過を仔細に調べると、 如く全国主要都市に集会やデモが行われ、 | 六 讒会 (一九二二年一二月二七日—一九二三年三月二六日) 下の 普選問題は 、 まず運動側の変化をみよう。 普選運動の側でも、 これに対し、 これに対応する諸政党の側でも前譲会とはかなり異なる様相を呈してい 労働運動の主流は背を向けた。 (東朝2・28)、 結局記名投票にも到らずに否決された。 一見、 前議会と変らぬ経過をたどった。 「弁士は替れど論旨は変らず、 議会では野党統一 普選案をめ 識 型 か

遺憾」 半減した。 今回はその試みはなく、 村に於ける普選要求の声が白熱的であるに拘らず、 のように前年の不振を一 般に与えたこと、 九二三年一月二〇日、 第四六議会下の普選運動の最大の特徴は運動が中央から地方へ、都市から農村へと侵透して行ったことに求められ とのべた たとえば西日本普選大連合に属する市民政社の存在する都市では前年同様の運動が展開された。 この傾向は京阪神地区でも同様であった。 (大毎1・21)。 および憲政会が運動を抑制かつ統制する姿勢に転じたことに求められよう。 新するところもあり 普選記者同盟主催在京記者大会(五二社)の席上、 首都東京において前年では四回にわたりそれぞれ数万人規模の屋外集会が開かれたのに、 この状態はその後も変らなかった。 (安田浩 都会に於ける態度は案外であり不熱心であるように思はれるのは甚だ 「『大正デモクラシー』と社会問題」 『神奈川県史 その理由は後述のように政友会の態度が変り、 前年は二度統一行動日「普選デー」 万朝報主筆の斯波貞吉は開 しかし大都市の中でも横浜 通史編』5)、 会のあ 普選近しの印 が設定されたのに いさつで「農 また地 今回 象を

といってよい。 有利に解決するためにも、 であった。 内容とする小作立法を獲得し、 は創立大会で二一の主張を掲げたが、普選は第六番目に入っている。小作農にとって死活の問題である耕作権 五三名をもって創立され、一年後には三○○支部一万人と急速に発展しつつあった日本農民組合によって代弁されてい 大衆行動を組織しにくいからである。しかし農民の七割を占める小作・自小作農民の声は、一九二二年三月に一五支部二 日農の機関誌『土地と自由』の誌名が示すように、農民は土地だけではなく政治的自由をも望んだ。 戸数割・入会権・水利権など日常生活に密接に結びついている問題を、 普選による公民権の拡張が必要であった。普選団体高松雄弁会は、 労働争議のみならず小作争議の弾圧立法たる治安警察法を廃止させるために、 村政レベルにおいて小作農民に 香川県下に日農組織を作 普選は必要 の確 立を主

上げるのに大きな役割を果たしたが、この事実は小作農民が普選にかけた期待の大きさを物語っている。

の革命は三年のうちに起るというのが平均値で、 8) によれば、 出身者を中心とする急進派とが存在した。 いことに一致可決」をみた(『日本農民新聞』3・15)。総同盟と同様に関東同盟内にも、鈴木文治ら現実主義派と、 れた定期大会で「普通選挙の根本の意義と価値は暫く措いて、 盟本部と密接な関係をもつ日農関東同盟(会長は総同盟会長鈴木文治)では、日農第二回全国大会の前日、二月一九日に開 生まれたばかりの日農の組織内部に早くも普選運動否認の動きがみられた。普選運動反対の立場をとる総同 彼らは佐野学の「普選大害論」の影響をうけて、 急進派の一人平野力三の回想「日農創立前後を語る」(『農民組合史刊行会資料』 「社会革命はもう目睫にありという気分だった」という。 組合目下の状勢に鑑み、普通選挙促進運動は之れを行はな 「普選を施行すれば革命がおくれる」と考えており、そ 「普通選挙の 学生運

い こうして全国大会席上「普通選挙に関する件」をめぐり関東・関西両派のはげしい討論が展開されることとなった。 は二度にわたって(1・20、 賀川豊彦の影響下にある関西方面では日農の全組織をあげて普選運動に参加させる計画が進められていたらしく、 21 日農が西日本普選大連合の 「友誼団体」として普選運動に加わると報じて

根本の意義及価値は暫く措いて」は両者妥協の表現であった。

めた」と記している。

力三(山梨)らが交々立ち、 と反対意見をのべた。 何等の効果なきものと認むるを以て我々は先づ組合運動に力を集中し、 も健実なる発達を期する事が出来る」との提案説明に対し、 実行の如何にあるのであるから我々は極力之が促進に努めなければならぬ。 二土 一地と自 直 (3・20) によると、 賛成派では稲村政治(兵庫)・岡村隆治(岡山)・寺島宗一郎(北河内)らが、 「両派の議論沸騰し、 家野猛之(岡山) 傍聴者の之に和する者あって喧囂を極め」たという。 の 「普通選挙は今日一 滝沢要平(新潟)は 闘争団体としての機能を発達せしめねばならぬ 旦普選が通過することによつて農民組 般の与論であつて最早議論 「普通選挙は反つて組合運動 反対派では鈴木文治 0 時 の力を殺ぎて 期では 合運動

会場の空気は圧倒的に関西派が優勢であった。 大会を傍聴した佐野学は次のように記している(「社会革命と土地所有権

「赤旗』一九二三年四月号)。

束を完成し、資本主義を一挙にして粉砕しよう」という獅子吼も多くの罵声に葬り去られる有様であった。 といふが如き途方もない議論が出て、新潟県の若き農民滝沢要平君の「普選はブルジョアの欺偽に過ぎぬ。 普選に関する件の如きは満場殆ど無批判な賛成者のみであつて、 「普選が施行せられたならば、 すべての悪政が一挙に消滅する」 我々は革命的な経済的結

じ立てるに対し、 また小林隆「全国大会に列席した東北の農民として」 (『土地と自由』9・20) も「鈴木文治氏自ら巨軀を陣頭に 関西の農民代表諸氏の鋭鋒益々急に、 腰々関東軍の猛者連をしてへきえきせしむるではないかと思は. 進めて弁

の中 任す」の妥協案を提出し、 会政治に対する警戒を説く「農民と政治運動」(『日本農民新聞』6・15)でさえ、 - にあつて、 賀川豊彦が「地方自治機関に対しては徹底的に普選の実現を期し、 農民の示威的行動に依て殆んど自由に左右し得る機関である」、 満場一致で可決された(『土地と自由』3・20)。 関東派といえども村会の効用は認めてい 国会に対する普選促進運動は各支部の任意に 「選挙の費用も少い。 「村会は多数農民の直接の厳重なる監視 議員(小作人代表)の

腐敗も可能性が少い」と書いていた。

いた。 ? 日農第二回大会では、前大会決定の主張二一項を整理し、八項目にしぼったが、普選はいぜんその中に含められて 前年一〇月に主張より普選を削ってしまった総同盟に比べ、日農に結集した先進的農民の間に、 いかに普選への執

着がつよかったかを知ることができる。こうして西日本普選大連合には関西の六連合会が名をつらねることになった。@

がってきたことに注目しなければならぬ。 に求め、 テリ層を基盤として大戦中早くも農村の衰退を立憲的方法で救済することを主張する「小ブル農本主義者」が出現した。 |九二○年戦後恐慌により農産物価格が慘落し、小作争議が激化すると彼らは農村危機の原因を資本主義による農村破壊 以上は小作農民急進派の動向であるが、 口に農民党を自称しながら農民救済措置を講ぜず、 日露戦後より農村中間層では、農学校を卒業するものが増加し、この農村イン われわれはさらに農村中間層たる自作農・自作地主からも選挙権拡張の声の上 商工業保護に専念する政友会政権に不満を表明するようにな

記者が一九二二年四月組織した大日本農政学会の機関誌である。その創刊号で、 前途如何」はいう。 彼らの主張をもっともよく代弁したのは月刊誌 『農政研究』である。これは読売新聞記者古瀬伝蔵を中心に各紙の農政 報知新聞記者小河原忠三郎「農村問題の

挙人対被選挙人の比率は、 立法権の獲保は、農村政策の徹底を期する上に必要であるから、普選を断行して、小作人階級にも選挙権を与へ、衆議院議員の選(マトン) 市部も郡部も同率にし、不真面目な商工出身者(を)代議士に推さぬ様にしなければならぬ

民文化を建設することを説きつづけた。この主張は農村中間層に大いに歓迎され、二年後の一九二四年三月には一万五千 この文章を皮切りとして、 『農政研究』は普選による既成政党打破と独自の農民政党樹立によって、農村を救済し、農

ある。 都市の中間層以上に、農村の中間層の独自の結集は困難であった。交通と村落秩序という都市にない制約があるからで こういう制約を乗越えて地方農民政社が簇生するのは、 一九二三年四月二三日の実業同志会の発足以降といってよ

人の読者を持つにいたった。®

(878)

は金子(のち山高)しげりを呼び婦選講演会を開く(同上四三ページ)。

1.壮年団は下伊那郡青年団の自主化に成功したリーダー

が、

年令二五歳制限を実行して郡青年団を離れ、

年

運

主義に なり、 ٢, できなかった。 |選運動には消極的で(江口圭一『都市小ブルジョア運動史の研究』三二五ページ以下)、 武藤山治にひきいられるこの新党は都市中間層の結束をめざしながら、 同年秋に予定されている一せい地方議会選挙にそなえ、 おいて弱いという」特徴を有し それはともかく実業同志会は、 (信夫清三郎『大正デモクラシー史』八四○ページ)、 農村中間層には「商工党」として受けとられ、 地方的農民政社を結成しはじめる。 「経済的自由主義において強く、 地方市民政社を傘下におさめることは 普選を政策に掲げはしたもの それに対する反発が引金と 政治的 自 由

招き軍 だったメンバーは中農以上の農民で、蚕業学校や中学校の卒業生であった」(『長野県政史』②四二ページ)。一九二一 よい。 年団を農村青年の自主運営に切りかえようとする青年団自主化運動が、 れているが、 普選の旗幟を鮮明にしない憲政会を去ったばかりの田川 名から連想されるように、 よび南信壮年団という二つの注目すべき事例がある。 しかし、 -縮演説会を上田町で開いている。 信濃黎明会は官製小県郡青年会に批判的な農村インテリ青年たちが一九二〇年一〇月二日組織したもので、 それ以前から普選を要求する農民政社的存在はなかったわけではない。この方面の研究は市民政社以上に 大体の見当をつけるために農民政社運動の先進地帯たる長野県の場合を検討しよう。 吉野作造らの黎明会およびその嫡子ともいうべき東大新人会の直接影響下に生まれた。 第四五議会には実行委員七名が上京、 ともに青年団の自主化運動の副産物であるところをみると、 大吉郎を招き普選即 農村中間層の政治行動の第 行演説会を、 中央の普選運動に参加し、 ついで同年九月には尾崎行雄 ここには信濃黎明会お 段階であったとみて 一九二三年春に 年五 官製青 その会 一おも おく 月

聞記者団 動をおこすなど、 三月に結成した。 飯田印 政友系企業伊 刷工組合友諠会および山川均の影響下にある羽生三七らの自由青年連盟と提携して、 住民運動にたずさわる一 が那電気鉄道会社の電灯 方、 九二三年二月一一日には、 ・電鉄事業独占に対し料金値下げを求め、 郡青 天龍労働団 (土建労働者)・ 郡青とともに料 普選即行 飯 金不 田 三悪 在

法

住新

反対(後述)をスローガンとする約二千人のデモを飯田町で行っている。南信壮年団は憲政会の樋口秀雄を支援していた(同

上四三ページ、『下伊那郡青年運動史』六六―七三ページ)。

であるが、 この二団体とも表面は農本主義をかかげず、行動形態も一般の市民政社と変らない。ともに反政友会であり、親憲政会 のち農本主義政党の中心人物になるものや、 無産階級運動に関係するものを内包している。都市中間層と同様、

農村中間層も政治的に末分化状態にあり、どの政治勢力が都市・農村中間層をつかむかに日本の政治進路がかかっていた。

① 大都市部における普選熱の弱化は、前議会において盛んであった⑪ 大都市部における普選熱の弱化は、前議会において強人を取らいてうは脱会の意思表示とともに会名の変更を申入れ、一九二二年一二月八日の会員総会はこれを受入れ(国民12・10)、「婦人連盟」として新発足した。中心は児玉真子である。翌年一月二七日、松本君として新発足した。中心は児玉真子である。翌年一月二七日、松本君として新発足した。中心は児玉真子である。翌年一月二七日、松本君として新発足した。中心は児玉真子である。翌年一月二七日、松本君として新発足した。婦人参政同盟」を組織した。

- 九六一年、所収)をみられたい。
 研究」(農民運動史研究会編『日本農民運動史』東洋経済新報社、一研究」(農民運動史研究会編『日本農民運動史』東洋経済新報社、一研究」(農民運動史の構造的)、小論「大正デモクラシー期の政治過程」(『日本史研究』五三号)。
- ④ ②に同じ。
- ◎ 以上農村中間層の動向については、鈴木正幸「大正期農民政治思想の「側面──農民党論の展開とその前提──」(『日本史研究』| 七三・の一側面──農民党論の展開とその前提──」(『日本史研究』| 七三

権所有者までの選挙権拡張の他はありえない。

政友会が地租委譲を党議とした以上は、

(郡部は一、八八一、六八八人―六八・五パーセント)

にも達する。

このような大量の失権者を救う道は、

諸政党の対応

3

は、 状勢の変化に対応する国民党を中心とする院内最左派の結集である。 を放棄していたため、 どラディカルな項目を掲げたが、 合同をとなえて容れられず、 革新俱楽部 前議会同様の統一普選案を第四六議会に提出した。 国民党と合体して四五名の新組織をつくった。 九二二年一一月八日に結成されたこの政派® 党内の普選派は、 憲政会を離れた会内急進派大竹貫一ら七人と、 普選運動の大勢に影響を与えることはほとんどなかった。 前記七人を除きすべて党にとどまった。 しかし、 (以下革新クと略す) 革新クは政綱に陸軍師団急減・ すなわち院内統 無所属中の急進派尾崎行雄 は、 革新ク、 前議会の憲政会の政策転換同 一普選案の成立を機に、 憲政会および庚申ク(有志)三派 憲政会はすでに 知事公選· 日ソ国交回復な 島田三郎ら一〇 「独立の生計 気に野党 内外

業税 関係するのか。 反対派を説得してこれを党議と定め、 を発表したのに対し、 の 、 る。 、動揺は普選とは一見無関係の地租問題に端を発した。 八一九人(郡部は二、 このうち地租が直接国税でなくなれば、当然農村の有権者が減少せざるをえない。 、地方委譲ニ依ル衆議院議員選挙失権見込者数調』 今議会で露呈した政友会内の動揺は、 いうまでもなく一九一九年法における有権者資格は、 政友会総裁派は対抗措置として地租委譲すなわち直接国税たる地租を地方税に移す方策を提唱し、 七四三、二九三人)のうち地租委譲による失権者は六○パーセントにあたる一、九二三、 とりあえず今議会では建議案を通過させたのである。 革新クの成立よりも普選問題にとってははるかに重要な意味をもつ。 憲政会は今議会に向け地租軽減(七三○○万円→四八○○万円)政策 (四ページ)によれば、一九二二年一〇月一日現在の有権者三、一八 直接国税(所得・営業・地租の三税) 衆議院議員選挙法調 この地租 委譲がなぜ選挙権に 三円以上となって 查会『地租 三九五人 そ

87

普選か少くとも公民

選挙権の大拡張は不可避であった。

案を得次第幹部に対し之を建議し」、「尠くとも来議会には普選法案を政友会案として提出し一気に両院の通過を図らんと Ш 識 口義 会来潜在していた政友会内普選派はここにいたって公然表面に姿を現わした。 一・一宮房治郎・ 河上哲太・清瀬規矩雄・鳩山一郎・上塚司の諸氏廿六名余」が二月六日来会合を重ね、 『国民』(2・10) によれば 一牧 い野良 「成

農村の中間層以下の把握を確実にすることから出発した。 ける内外情勢の急変に対する支配諸勢力の対応の姿であった。 入れられていた。 こし、 打破に関する建議案」 七一六ページ)。 に日本の して中産以下の農民への資金供給緩和を意図し、 の配分を左右することにより、 というのが、 かつて原敬の懐刀といわれた横田千之助においては、 はや反対のための反対ではなく、 策してゐる」とつたえられた。 五五ページ)を目論んだ。 政友会の選挙権拡張論、 体制全体をゆさぶりかねぬことを彼が洞察していたことを物語る。 国体、 地方行政に対する参与の区域拡大、 横田の考えであった。 選挙権の拡張はこのように彼の農村対策の重要な一環であった。 民情に合致したる所の選挙権の拡張となると云ふことを今日から御話をして置く」 第四五議会における憲政会の政策転換、 ę, これは地租委譲という「瓢簞」の中から出た「駒」ではなかった。 農村社会の最深部から発生して来た民主主義運動が、 彼は産業組合中央金庫法案の上程にあたり自ら提案理由をのべたが、 政友会の地盤を更に強化することができる。 議会の普選法討論では、 自党の手で選挙法改正を近い将来実現するための反対の意味をもっていたのである。 憲・革両派がまず都市の中間層以下に着目したのに対し、 而して本案の提出、 さらに「地方分権の実行と自治権の拡張」(石田秀人『快男児横田千之助』 この両者は、 牧野や鳩山はいぜん反普選即行の論陣を張ってい それにつづく革新クの結成、これらはワシント 地租委譲は地租の軽減をもたらすとともに、 政友会もまた、 是等三方から攻寄せて来て是から打出す所のもの 彼の描く政友会の方向転換策に不可欠の要素として組 横田はこれに加えて産業組合中央金庫 憲・革両派と同様、 農村だけでなく人民諸層に連鎖反応をお 同和対策の先駆として注目される 横田は政友会本来の 少くとも総裁派の大幹部 その結びにいう。 (『大日本帝国議会誌』 脱皮を図らねばならぬ 地方議員が たが、 ン会議前後に それは 地 で設置 地

真 (14)

いう期

《待感を民衆が抱いたことが数えられる。

をとったことを挙げ

ねばならない。

東京における運動は新聞記者同盟の手によって行われ、

二月二三日、

議会における普選案上程 憲政会は後景に退き、

の前

日

しかし第二の理由として、

憲政会が民衆運動に対する統制を強化する方

は政

府

2の対中国軟弱外交を批判する二つの演説会を主催したにとどまった。

誌』(4)二八三ページ)、 「貴族院の組織に大なる改革を加へて、 棤 H 「時勢の必要に鑑み、 派は貴族院改革をさえ提起した。 議会終了直後、 衆議院議員選挙法を改正し、 四月二二日の政友会関東大会は、 さうしてこれに国民的の色彩をもう一段と持たせたい」と論じ 山口義 一は第四六議会に 選挙権の大拡張を期すると共に、 「議院制度調査委員会設置に関する建議案」 横田の起草した決議(『快男児横田千之助』一四三ペ 般議会制度(真意は貴族院制 『大日本帝国議会 を提出し、

松尾)の改正を精査し旦其実行を期す」を可決した(東朝4・23)。

刺激し、 H 早論が繰返されることとなった。 の意見は、 なかったかと推測されるが、 如き反総裁派の陣営に属するものも含まれていた。彼らの「普選」ないし「選挙権の大拡張」と称するものは、 論が強か 委譲した場合の補塡の困難を強調した。 需 0 横田を中心とする総裁派の政策路線は、 いいう つつ 議会前小康状態にあった内紛再燃のきっかけとなった。 一日本 今日は両者を切離して取扱うのが適当であるとの議によって退けられ (大朝2・22)、 市市に 普選案討論の直前、 の国体、 おける普選運動低調化の原因の第一には、 民情に合致した」 いずれにせよ一九一九年法の維持が政友会にとっても困難となって来たことは疑えない。 しかし前記のごとく、 二月二一日の幹部会で、 ようやく建議案の線で党議をまとめたものの、 限度のもの、 原敬のそれの転換、 すなわち戸主あるいは世帯主だけを有権者とする内容 普選派二六人組の中には、 地租委譲の関係で普選実現に力めつつあることを明言せよと 先述の政友会の態度変化により近い将来普選が実現されると しかも野党路線への接近を意味し、 山本達雄らは国税収入の一割強にあたる地 鳩山一郎・牧野良三・一宮房治郎らの 選挙権拡張についてはい 本会議 それだけに反総裁派を では前 租を地 回 ぜん慎重 先述の横 同 ものでは 方税 様 の尚

院外団

針

東京では数千の地方普選団体代表者を交えて参加者一〇万人(大毎2・24、および水野石溪『普選運動血淚史』四七四ページ)と

l, s l議のさなかの二五日午後、 われる大デモが挙行され、 地方上京者代表約三〇〇人を集めて、 翌二四日も、雪中一万五千人 (国民2・26) が芝公園の国民大会に結集した。ところが普選案 憲政会総務小泉又次郎は次のような提議を行った

上四八二ページ)

任されたいと思ふ やるより外に途はない。 この有様では今談会では到底目的を達する事は出来ない。この上吾人の目的を達せんとするならば遂には誠に忌むべき手段に訴へて 吾人がかゝる立憲的行動に出て当然要求すべき権利を要求して居るのに政友会は今議会に於いて未だに尚早論を唱へ反対して居る。 で私としては民衆運動はこれを以つて打ち切り、各自己の職業に就き、普選案に就ては凡て院内代議士に

運動は不在という奇観を呈するにいたった。 ったが結局小泉の提案にしたがうことになった。こうして院内では二八日まで普選討論が継続しているのに、 この運動打切動議を不満として神戸や広島の代表は退場せんばかりの勢を示すなど (国民2・27)、 **贅否**両 論はげしく争 院外の民衆

指名を辞すれば、 は政権に対する思惑がからんでいると推定される。すなわち前記のように現内閣が成立したとき、 との姿勢をみせた憲政会であったが、今議会ではこのように民衆運動の激化をむしろ押さえる方針をとった。 前議会で「独立の生計」を棄て、公然と普選運動を鼓吹することで政友会の地盤を破り、世論を背景に政権を獲得せん 元老は加藤高明を指名するつもりであった。 憲政会内閣の可能性が皆無でないことが証明されたことに もし加藤友三郎が首相 この消

党内の融 元老に迎合するためである。これに対しかつての普選派は反発の気勢を示した。ここにいたって、憲政会幹部としては、 しかも民衆を手中におさめる方策、 九二二年末加藤首相の病で政変近しの情報が流れたとき、 和のためにも、 元老に嫌われぬためにも、 すなわち民衆運動の統制利用に向かわねばならなかった。その具体策は各地の市民政 また政権獲得の後に備えるためにも、 憲政会内には普選主張をとりやめようという説がおこった。 表向き民衆煽動者の名を避け、

政四、政友一〇、国民三)となる。

この選挙で憲政会の議員数を一○三から一五一に増加させたのは、

が独占し

(従来は政友二、

康申一—政友系、

憲政一)、

新潟県では憲政会九、

政友会三、政友本党二、革新クー、

翌年五月の次の総選挙では、

鳥取では定員四名を憲政

『憲政』六巻八号)。このような憲政会の努力が実って、

社 農民政社を憲政会の傘下に組入れることであった。

九二三年秋のいっせい府県会議員選挙にそなえ、憲政会本部が支部に発した次の文書には、

右の意図が読みとれる。

方ヨリ上京セシ所謂政治狂ノ青年併ニ中央ヨリ院外団ノ腕力者数名宛ヲ参加セシメテ一県五十名或ハ百名ノ一団トシ……』。 利ナリ。」 各支部内ノ非政友青年ノ調査ヲ至急支部長ニ委嘱シテ回答ヲ求ムルコト、 キ如何ニ依テハ之ガ統 「特別賜金問題ハ多数ノ在郷軍人ヲ冷遇シタルモノニシテ、 「第二 民衆警察利用ノ件」 (河野広中案)。 全国青年団之利用併ニ在郷軍人団利用之件」(安達謙蔵案)。 的ノ利用ハ至難ニ非ズ。 ソノ具体策トシテハ、 「組織ノ内容ハ主トシテ各地非政友青年団中ヨリ成リ、之レニ普選案当時地 非政友熱盛ンナルモノアレバ須ラク之ヲ利用スルコト極メテ有 一、候補者ニハ可成青年団体ノ団長級ノ幹部ヲ出スコト、二、 「地方青年ノ九分ハ何レモ非政友気分ニ満チ居ルヲ以テ、 ≒ 殊ニ在郷軍人団ノ利用ハコノ際最モ時期ヲ得タルモノ

友会・ **ヿジ**)。 れている。 ごとき、 山道襄一・田中武雄といった雄弁家として知られる若手代議士を応援に派遣した(鳥取新報五月分および『米原章三伝』六二ペ の三名から一三名へと一挙に議員数をふやした。 場合その典型で、 部の方針にこたえ、 西頸城立憲青年党・南蒲原同志会・加茂町日進俱楽部・北蒲原水原憲政俱楽部・北蒲原立憲力行会 こうして憲政会は次々と既成の市民政社・農民政社を傘下におさめ、 同年七月現在、 わく、 同年五月の市会議員選挙は、 刈羽青年党・長岡革進会・新潟青年党・北魚沼青年党・三島郡青年党・中蒲原青年同 憲政会地方支部はぬかりなく市民政社・農民政社にさまざまの援助を与える。 憲政会の「諸先辈の指導を受けつゝ」「非政友として活動せるもの」として次の団体名が挙げら 政友系の大成会と立憲青年会の間に争われ、定員三○名中、 憲政会支部が財政上の援助を与えただけではなく、 かつ類似の組織をつくり出した。 本部も永井柳 鳥取立憲青年会の 盟団 (山田毅一「北陸 青年会は従来 中 新潟県の -魚沼交 太郎

漁夫の利のみではなかった。

- - 係文書』五二〇ページ)。

 「大曹選促進の気勢を揚げ牽制運動を為さんとしつゝありとの報あり。
 ので普選促進の気勢を揚げ牽制運動を為さんとしつゝありとの報あり。
 ので書選促進の気勢を揚げ率制運動を為さんとしつゝありとの報あり。
 - 査会蔵『後藤新平文書』のうち)。 挙大綱併に地方支部に発したる通知書』(四月二七日付、東京市政調学大綱併に地方支部に発したる通知書」(四月二七日付、東京市政調) 東京毎日通信社桜井貢が、後藤新平に送った「憲政会府県会議員選

4 無産勢力と普選問題

第四六議会で普選が討議されつつある中で、首都の普選運動の中止が決定された翌日の『国民』(2・26) は、その社説

の中で次のように書いた。

年中不断の努力を必要とする。民衆の組織的団結を必要とする。普選案の運命如何に関はらず、将来の大事業の為めに、民衆は民衆 る」。「与へんとする者は、成るべく温和しく、平穏に与へんと欲するであらう」。「普通選挙は、与へんと欲する者の微温的な熱心で として団結し、組織し、永久に其民衆的運動を継続すべきものだ」。 値あるものとなる。二十三日の民衆行列、二十四日の国民大会は聊か其威力を発揮した。併し之が焼くが如き熱を発揮する為めには は実行されぬ。取らんと欲する者の、燉くが如き熱心と威力に依つて、始めて実行される。かくして実行されてこそ、普選は真に価 故に彼等は既に有つてゐる階級に属する。普選を要求するものは選挙権を有たぬ者である。彼等は与へんとする。我等は取らんとす 「元来普通選挙を実行する為に議会に依頼する事は、徹頭徹尾矛盾である」。「何となれば衆議院は有権者を代表する団体である。

右の社説は既成政党とは別個の政治勢力としての「民衆」の組織的結集を要請していた。 民衆の団結によって普選をか

すべ ちとってこそ、 前 『日本の無産勢力のみならず議会政治の運命に関する問題であった。 部たる中間層は既成政党、 、き組織体、 普選議会において民衆勢力が進出することができる。この洞察にみちた提言が行われたとき、 すなわち労働組合および生まれたばかりの共産党は普選問題にどのような態度をとったのか。 とくに憲政会の下に吸引されつつあった。 このとき「民衆」 の主力を占める無産 これこそ戦 大衆を結 民 0

7 等は労働者階級と資本家階級とが両立すべからざることを確信す、 がら普選否認の態度をとった。 た日本共産党を中心とするボル派と共同戦線を張った。 放と自由平等の新社会の建設を期す」と赤色労働組合さながらの綱領を掲げ、 まず前議会以降 ボ 労働組合の全国総連合が提起されて以来、 ル 対立が激化 の総同盟の動向をみよう。 したことは周知の事実である。 このため同年一○月の総同盟一○周年大会は友愛会創立以来の綱領と主張を 一九二二年四月二日、 同年九月末の全国労働組合総連合大会の分裂にいたるまで、 この全国組織問題では総同盟内の現実主義派は、 しかもボル派は後述するように、 先述のごとく普選運動放棄を決定した同じ関 我等は労働組合の実力を以て労働者階級の その主張から普選を削除した 口で政治戦線 同年七月結成され への 進出を唱えな 完全なる 西 わ 同 FI 盟会 ゆ 我 á

す を伴ひ易き政治家とは 員五千名を越した屈指の大組合はここに三団体に分裂してしまった。 および総同盟に接近した急進派は提携して、 が (『労働運動月報』大正一〇年八月分)、これは会長八木信一らの普選運動熱中に水をさすものであった。 これに憤慨した八木派は分裂して純向上会を創立し、 これに対し、 程程 方普選運動にもっとも熱心な向上会にも変化が起った。 度如 荷 所の件」 純向上会の一一月二六日の発会式で、八木会長は「普選実行のためには将来政党とも学生とも商人とも かゞ *問題となり、 切提携せず、 結局 純真なる労働者を以て行はんことを期す」と決議 「本組合本来の目的たる労働運動に差支なき範囲に於て行ふこと」に可決され 八木が工廠を馘首されたのを機会に会長排斥を試み、 他方名古屋支部はこの機会に独立して名古屋向上会を創 八月六日の第四周年大会では「政治運動 __ 月二三日の向上会臨時 運動 大会は 離 ____ 脱 0) (普選運動等) 月、 幹部中の反八木 方向をほの 「普選運 辞任に追込ん 動 に関係 め は

提携するを辞せず飽迄其実行を期すべし」とこれまで同様の方針で臨むことを就任の挨拶とした(同上、大正一一年一一月分)。 第四六議会下における労働運動側の対普選問題態度について大阪市社会課編『労働組合運動』(大正一三年)はいう(一六

四一一六五ページ)。

の示威運動は漸く七百名の参加者を得たるに過ぎなかつた。更に三月十日九州八幡に於て開催せられた官業労働総同盟の第五回大会 を揚げることに努めたのみであつた。 も七月三十日挙行せられた官業労働関西同盟会の創立大会に於ては普選問題に就ては何等顧みらるゝところなくして止んだのであつ に於ては普選運動打切の案すら提出せられ結局各地方に依り手段としての必要あるが故に各団体の自由意思に委すことゝなつた。 大正十二年の前半期にあっては我労働組合の多くは普選運動に対し専ら沈黙を守り僅かに純向上会が各所に演説会を催して其気勢 然も其演説会の如き昔日の熱なく同年二月十日中ノ島公園で催された純向上会主催の普選要求

た

が、 関する件」を「現代の政治を認めざる水平社が、 八日、二七日)、 自由労働者組合・ この記述は、 大体の傾向をつたえて誤りない。 および東海普選断行連盟のデモ参加 純向上会の会員二〇〇名による普選祈願桃山陵参拝デモ(一月二八日)や名古屋労働連盟(名古屋労働者協会) 鉄工場労働組合・WP労働組合)による、 当時急速に発達しつつあった全国水平社も、 無産階級を堕落に導き併せてブルジョアのカイライに過ぎざる選挙権 (斉藤勇『名古屋地方労働運動史』五三四ページ以下)を書きもらしている 普選断行・過激社会運動取締法案反対演説会の開催(一月一二日、 三月の第二回大会において、

対運動の全国的展開である。 調を揃え、 系組合との共同行動が成立し、さらに日本農民組合と水平社が戦列に加わり、 ところで第四六議会下無産運動の動向として注目されるのは三悪法 無産階級組織の総結集が実現した。 ここに共産党の指導のもとに、 この運動は一九二〇年春いらい三年ぶりの、 総同盟系ボル派組合と、 (過激社会運動取締法・労働組合法・小作争議調停法) 全国の社会主義思想団体と学生連合会も歩 アナ系労働組合および協調的な官業 無産階級による政治運動であ 反 獲得の要なし」の理由で否決した(京都日出新聞3・3)。

藤

(内閣とほぼ同時期に創立された日本共産党内では、

いぜん山川

均

・佐野学らの、

無産階級の議会参加

従

ブ

ル

ジ

Ξ

しかし、

月の日本

共産党綱領草案において、

ワ権力を安定さすことになるという見地からの普選運動

参加反対論が支配的であった。

コミンテルンは共産党の当面

草案を審議した一九二三年三月のいわゆる石神井会議は審議未了となり、荒畑寒村をコミンテルンに派遣して、

「の課題をブルジョワ革命と規定し、

た(拙稿「一九二三年の三悪法反対運動」渡部・飛鳥井編『日本社会主義運動史論』 所収)。

係をもたなかった。 ところがこの運動は奇妙にも、 総同盟のごときは、 名古屋・飯田など二、 一月二〇日の中央委員会で、三悪法反対の態度を明らかにするとともに、 三地域をのぞき、 同時期に展開されている普選運動とまっ たく関

不参加を改めて声明した。

堅く取つて下らないものなる事を茲に声明する。 的であり、改良的である。故に吾人は議会主義を奉ずる普選運動が如何に白熱化しても、吾人の明白なる目的と、 を抛棄するものではない。吾人は時宜に適した最も有効なる政治運動と経済運動とを敢行しなければならぬ。 吾人が議会主義に反対なる事は、 既に明かである。併し吾人は吾人の理想実現の為に、 当然必要なる政権獲得運動、 されど議会主義は妥協 正当なる手段とを 即ち政治運

本共産党の対普選態度を究明する必要があるが、これについてはすでに小著『大正デモクラシー』 産主義的見地によるそれに移行したと称するのである。それならば、 した高次のものとなることは云ふまでもない」と。すなわちアナルコ・サンジカリズム的見地による普選運動反対が、 らであった。最近「マルクス主義の正系たる共産主義を取」 総同盟機関誌 いて詳論したので、ここではそれを要約するにとどめる。 (拠の変遷」 をあげている。すなわち従来の普選反対は、 『労働』(一九二三年二月号)は右の声明を掲げるとともに、 り政治行動を重視するに至ったが、 サンジカリズム的政治反対、 総同盟のリーダーをしてかかる見地をとらしめた日 声明を発した理由として「議会主義反対の 経済的直接行動一 それは「議会主義を否 (岩波書店、 本槍の見地 一九七四年 理 共

普選運動参加を明白に指示 一九二二年一一

コミ

斉検挙にあったのである。このようにして共産党の普選運動参加決定のおくれが、無産階級の普選運動参加を妨害し、 ンテルンの意向をたしかめることになった。しかし、これを契機に党内少数派であった徳田球一、猪俣津南雄、 近藤栄蔵、 川合義虎らの普選運動参加主張派は急速に力を増し、非普選派を圧しようとした矢先きに、六月五日の 鈴木茂三

間層をひきつけるどころか、無産階級の広汎な部分までも既成政党の側に追いやることになった。

① 総同盟中央委員八名のうち明確な共産党員は辻井民之助だけであったものの、現実主義的組合主義者たる本質は変らなかった。彼らとったとは共産党の影響力の強さを物語る(千本秀樹「日本労働総同四の現実主義者の代表的人物たる西尾末広さえもレフトの一員であり、たことは共産党の影響力の強さを物語る(千本秀樹「日本労働総同四の発展と若き日の西尾末広」『人文学報』48)。ただし会長鈴木文治や主事の松岡駒吉らは、アナ派への対抗上これらボル派と友好関係にや主事の松岡駒吉らは、アナ派への対抗上これらボル派と友好関係にや主事の松岡駒吉らは、アナ派への対抗上これらボル派と友好関係にあったものの、現実主義的組合主義者たる本質は変らなかった。彼らは普選運動をこそ当面拒否したが、普選そのもの、議会政策の必要をは普選運動をこそ当面拒否したが、普選そのもの、議会政策の必要をは普選運動をこそ当面拒否したが、普選そのもの、議会政策の必要をは計算運動をこそ当面拒否したが、普選そのもの、議会政策の必要をは変しない。

紀要』9、一九七九年) 小論「創立期日本共産党について の覚書」。(『京都大学文学部研究

5 臨時法制審議会への諮問

各派の有力者を訪問して働きかけた。この同盟は、 を期すことを決議し 一○日には千余名を集めて大会を開いた。大会は「国民的勢力を結合して政界の現状を打開」することと、現内閣 第四六議会閉会後、 (国民6・11)、六月から七月にかけ、都内各所の演説会で気勢をあげるとともに、 魒 革両派および記者有志が かつての普選運動の熱心家が中心で「野党合同の素地を作らんが為の 「現状打破同盟」結成に着手し、五月二五日発起人会を、ついで六月 実行委員は貴族院 間の倒壊

運動」

と取沙汰された(東朝社説6・6)。

経

験

三依リ」

認定できると称し、

この場合有権者は約九五〇万人となる。

挙法調査会は四月七日再開されて以来毎週会合を重ね、 この 運 動 動は次期 Ш [本内閣下の新党結成運動に接続するが、一 六月一九日、 方、 政府の選挙法改革作業は着々と進行し、 内相水野錬太郎は調査会長としてその結果を首 識 院 。議員選

未だ幾許も経たぬ頃」、)速やかな進行は前記法相岡野敬次郎一派の画策によるところが大きいと推定される。 n .月二三日閣議は選挙法改正を臨時法制審議会に諮問することに決した(国民6・ 首相の意を受けて岡野 (実際の起草者は馬場) が作成した「新施政ニ関スル 25 すなわち、 調 査 0) $\dot{+}$ 議 に 会の終了して

員選挙法ノ改正ヲ促進スルコト」と題して次のように書かれている(『馬場鍈一伝』一一二ページ)。

施行ノ期日ニ就キテハ最モ慎重ノ考慮ヲ要シ、 挙法調査会ヲ促進セシメ適当ノ時期ニ之ヲ打切リ、 所謂普通選挙問題即チ衆議院議員選挙権ノ拡張ヲ主トスル選挙法ノ改正ハ最早時期ノ問題トナレルヲ以テ、 少クトモ次次回ノ総選挙、 即チ普通ナレバ大正十七年頃ノ総選挙ヨリ実施スルヲ可トスベシ。 之ヲ明年ノ総選挙ヨリト為スコトハ、 更ニ之ヲ法制審議会ノ審議ニ付シテ改正法律案ヲ作製セシムベシ、 実施準備其ノ他 ノ関係上早キニ失スル 政府 ハ此 而シテ改正案 ノ際現在 ノ嫌アル ノ選

なか などを標準とすれば とを主張し、 と記されている。 ヲ与フル」説と、 さて、 ~っ 第五節選挙ノ効力、 右の方針で作成された調査会の答申は第 (1) 公民権所有者のみに有権者を拡大せんとするもので、 強立ノ生計ヲ営ミ且直接国税、 (2) すなわち(1)説は 一税 「独立ノ生計ヲ営ム者ニ対シ選挙権ヲ与フル」 第六節罰則の六節から成立っていた。 種ノ異ナル 「独立ノ生計」 二從上 地方ニヨリ選挙権 直接北海道地方税、 は 節選挙権、 「事実認定因難ナルヘシ」 ノ得喪ニ相違ヲ生シ」、また「独立ノ生計」は「地方制度多年 眼目の 第二節被選挙権、 説と両説あり「両説可否ヲ決スルニ至ラスシテ終レリ」 有権者は約七五〇万人と推定された。 直接府県税又ハ直接市町村税ヲ納 「選挙権」 の論拠で、 では、 第三節選挙ノ方法、 納税要件の無条件撤廃は答申され 最低限度の納税要件をつけるこ 第四 ムル 者ニ (2) 説は、 節 選 対シ 挙 運 選挙 地方税 動 ノ取

答申はさらに「勅令ヲ以テ指定スル中等学校ヲ卒業シタル者又ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認ム 97 (891)

査会『選挙権ニ関スル調査資料』二七ページ以下)。 ル者」については、 独立の生計を営まなくても有権者とすることとした。 他の年令・性・住所・兵役義務完了者・戸主・欠格者等の項目については その数は約七〇万人である(衆議院議員選挙法調

現行法通りとした

別訪問は自由とされたが、選挙事務所および運動員の届出と数の制限がはじめて登場した。 が生まれた一方、 方法アラハ更ニ研究スルコト」とある。 られぬこととなった。 府県議との兼職を認めることが主要な改正点で、 「被選挙権」の項では、年令を三〇年から二五年に低下すること、 供託金(千円)と選挙費用の決算報告が要求され、 他の部分の決定をまって研究するものとされた。 「選挙ノ方法」では、区制は現行の小選挙区制を維持するほか、 また野党の要求を入れて小学校の無料使用、 かねてから問題となっている宗教師や小学校教員には現行法通り、 選挙統制色が濃くなった。 特定の官吏以外には被選挙権を与えぬこと、 郵便の無料発送(一回)と選挙公営色 比例代表制については「適当ナル 「選挙ノ効力」 「選挙運動 ノ取締」では戸 と「罰則」 議員と 与え

件撤廃を否定したのは、 三派内閣の普選法においても、 予想され、これを緩和するために選挙競争の自由に制限を加えることは、 もこの答申の一特色であるが、これも単なる官僚的発想とはいえない。すなわち有権者の増加とともに選挙費用の増大が この答申にあたり調査会は当然議会・枢密院方面の意向を考慮したものと推測され、 政友会を与党とする官僚内閣としてはむしろ当然であった。 この取締主義が拡大、 定着させられるのである。 既成政党にも異存はなかった。 また選挙取締主義が浮かび上っ したがって答申が納税要件の したがって護憲 たの

当面現行法通りとし、

係委員は各党の推薦を待ち、 さて政府は臨時法制審議会への諮問にそなえて、 七月六日これを公表した(〇印は主査委員)。 審議会委員の補充、 さらに臨時委員および幹事の人選を急ぎ、 政党関

太郎(内務大臣)・富井政章 穂積陳重 (枢密顧問官――以下「枢」と略す)、 (枢)・〇倉富勇三郎 (同上)・○鈴木喜三郎(検事総長)・阪谷芳郎(貴族院議員 副総裁 平沼騏一郎 (大審院長)、 委員 岡野敬次郎 (司法大臣)・水野錬 以下「貴」と略す、

とになっていた。

審

一議会の特質は、

政府高官に配するに、

重要法律の立法化に際し、

必ず通過しなければならぬ関門たる、

○宮田光雄 政友会) · 〇花井卓蔵 大教授)・〇井上孝哉 公正会)・〇江木千之 (満鉄副社長)・○鵜沢総明(衆・政友会)・鈴木富士弥 (内閣書記官長)・加太邦憲(貴・研究会)・○松田源治(衆議院議員――以下「衆」と略す、政友会)・横田千之助 (衆 (貴・茶話会)・〇松室致 (内務次官)・牧野菊之助(大器院判事)・○馬場鍈一(法制局長官・貴・研究会)・○山内確三郎 (貴・交友倶楽部)・○小川平吉 (衆・政友会)・○関直彦 (衆・革新倶楽部)・磯部四郎 (貴・研究会)・豊島直通 (衆・憲政会)・江木衷 (弁護士)・原嘉道 (大審院判事)・小山松吉 (大審院検事)・○美濃部達吉 (東 (弁護士) (貴·交友俱楽部)· (司法次官)

之助 友会)・宮古啓三郎 〇下岡忠治 授)・河村譲三郎(貴・交友ク)・小山温 (行政裁判所評定官)・○小野塚喜平次(東大教授)・松岡義正(大審院判事)・三宅徳業(行政裁判所評定官)・○市村光恵 臨時委員 (・康申ク)・清瀬一郎 (貴・公正会)・○関和知 (衆・憲政会)・○湯浅倉平(貴・同成会)・○板倉勝憲(貴・研究会)・仁井田益太郎(東大教授)・中西六三郎 窪田静太郎 (衆・政友会)・団琢磨 (行政裁判所長官)·富谷鉎太郎(貴·研究会)·横田秀雄 (衆・革新ク)・平野光雄 (衆・憲政会)・〇鳩山 (元司法次官・弁護士)・和田豊治 (三井合名理事長)·林毅陸 (衆・革新ク) 郎郎 (衆・政友会)・森下亀太郎 (衆・政友会)・稲畑勝太郎(大阪商業会議所会頭)・○郷誠 (貴・研究会・富士紡社長)・堀田正恆 (貴・研究会) (大審院長)・〇赤司鷹 (衆・庚申ク)・○副島義一 郎 (文部次官) (衆・無)・南鼎三 (衆·政 (京大教 清水澄

をもって定められた 原敬が首相のとき、 ジテ法律制度ヲ調 た為必要アル 蹠 時 法制密議会についての研究はまったく存在しない。 トキ 西查審議 臨時委員ヲ置ク」ことができた(第二条)。これらの委員はすべて首相の奉請により内閣が 陪審法実現の一手段として新設した首相直属の諮問機関である。 「臨時法制審議会官制」 「ス」とあり、 総裁・副総裁各一名および委員三〇人以内で組織され、 によれば、 第一 したがってここで若干の説明をしておく必要がある。 条としてこの会は「内閣総理大臣 一九一九年七月八日勅令第三三二 ア監督 「特別 三属シ ノ事項ヲ 其 調 任命するこ 查審議 諮 この会は 謪 = 応

枢密院

貴族

討を受けたという重味をもち、 院および衆議院より数名ずつの委員を選任していることである。 を負うという効果もまた生じた。 ここで賛意を表した委員はその属する各機関で、 明治憲法に牴触するおそれのある裁判への民衆参加をうたう陪審法が、 すなわちここで審議された法案は、 法案通過のため尽力をすべき道義的 朝野の名士により 曲りなりにも 検 実

まずこの審議会に諮問したという緒戦の戦術に成功したことが大いに与っている。

施の運びとなったについては、

改正は 同じ政友会を与党としながらもその意向をたえずうかがわねばならぬ官僚内閣首相との差にもとづくものといえよう。 必要ヲ認メ」 月一〇日の審 選挙法ヲ、 制度ヲ採用スルヲ以テ最モ適当ノコトナリト信ス」と所信をのべ「政府ハ諸君ヲ煩ハシテ陪審制度ヲ確立センコトヲ なるものがあ このように政府は政友会に対する配慮から白紙主義をもって審議会にのぞんだが、 ところで加藤首相が 「影響頗ル大」だから「広ク朝野ノ衆知ヲ聚メ之カ改正ノ要否ト方法トヲ諮リ以テ更ニ其ノ慎重ナル攻究ヲ尽ス 当初 改正スルノ要アリヤ否ヤ、 たとのべ、 つった。 いから陪審制成立のための協力を要請していた。これに対し、 一議会席上の首相演説ではこの点さらに明白で、 すなわち、 「諮問第五号」として選挙法を提出したとき、 「慎重審議」 原は第一回の審議会総会の席上明確に陪審法について「我国モ憲法政治ノ今日ニ を要望しているのである。 要アリトセバソノ要項如何」という、 「詳細ナル調査ト研究トヲ遂ゲシメタ」 原と加藤との差は、 その態度は、 加藤の場合、 「白紙主義」(大朝7・10) 陪審法における原首相とはいささか 真意はもとより現行法の改 政友会という多数党の総裁首相と、 諮問の内容からして が何分にも選挙法 の立場である。 於テ 正にあり、 此 望 異

相はその意思はあるが、 その眼目は、 首相は選挙法も一 会で充分研究ずみであり、 攻撃に始まった。 普通選挙の即行ではなく、 個の法律で、 先述の首相演説に対し、 審議会の進行状態に従わねばならぬから断言はできぬと逃げた。 また純粋な法律問題についての諮問機関にこの政治問題を諮問するのは不当だと非難した。 まだ研究の余地あり、 有権者の拡張にあることは明らかであった。 革新 クの関直彦は、 これを審議会にかけるのは不当でないと突っぱねた。 政府は次の第四七議会に改正案を提出するかと問 したがって審議会は最初から普選 そこで関は、 選挙法はすでに議 ついで庚申り 首

利となった(東朝7

22

国民7・23)。

らぬ理由(近

(江木)等の質問と、

馬場の答弁が交された。

次回は九月初旬開会となり、

普選派は日程の点でも、

納税資格存置理

由

(関直彦)、

「独立生計

維持理

由(下岡

江木)、

女子を除いた理

由

(花井)、

戸

および国民7・12) ってないことの片手落ちを追及し、 、南鼎三は、 かにも院内最左派らしく、 首相は審議の過程で必要となったら追加を考慮すると穏やかに答えた 委員に実業家・商工業者が参加しているのに、 労働者および農業者の代表が入 (以上東朝7・ 11

۲ も出たが、 以テ選挙法政正案ヲ提出スルコトヲ妨ケラレサ 三郎が決定した。 議院八名である 以上の質問終了後穂積総裁が主査委員二六名を指名した。 下岡忠治は 阪谷芳郎は 委員長の裁断で次回は七月二一日開会と決した。 「選挙法問題ハ興論 (前記名簿参照)。 とりあえず次回の日取りをきめることとなったが、ここでも普選派と反普選派の小競合が早くも見られ 慎重ニ 審議スヘシ、 主査委員会は同日ひきつづいて開会され、 ノ焼点トナリ居ルニ付、 政府ハ審議会ニ諮問シ居ルコトヲ以テ議会ニ答弁スヘキモ、 'n 二付、 審議会ノ審議ハ急クニ及ハス」と反発した。 枢密院 速ニ之ヲ議了スル必要アリ、暑中モ勉強シテ審議スへ 一名、 政府高官六名、 委員長には花井卓蔵の発識で異議なく倉富勇 大学教授三名、 その他二、 議会ハ自己 貴族院 三の意見 権能 シト云 衆 ヲ

は差控えられたいとのべ、 を政府案とみなして追及しようとしたが、 進めるべしとの提案があり議論の末とりあえず「選挙資格」より審議をはじめることになった。 よと主張したが、花井卓蔵は、 「改正ノ要アリ」と決した。 第二回主査委員会(七月二一日)では関直彦が、 紛糾したが、 ついで小野塚喜平次より、 政府の諮問は改正の要否を問うているから、 結局委員の一人たる馬場法制局長官の 倉富委員長はあくまでこれは 選挙法の改正問題の要点は納税資格と年令だから、 調査会の答申すなわち「参考案」の内容の順序にしたがい審査を 「参考案」 これを先議せよと論じ、 一個人說明」 だから政府の責任ある回答を求めるの (倉富日記) 普選派はこの 花井説が採用 まずこの でよろしいと 可 否を決せ ざれ、 いう

早くも形勢不

った。まず馬場をたずね、 い、七月一一日まず穂積総裁をたずねほぼ諒承を得、 0 一方では同じ審議会の刑法改正の主査委員にすでに指名されており、 鈴木喜三郎を後任に推したところ、 穂積の指示で馬場法制局長官と平沼副総裁の同意を求めることにな 馬場は次のように答えた。

ここで『倉富勇三郎日記』中の、

辞スルト言へハ総理 タルモノナラン)。 (予)多用ナラハ十一月頃マテハ小委員会ニ移シ君(予) 検事総長カ主査委員長ト為リテハ世人ヨリ取締ニ重キヲ置クノ疑ヲ受ル故不適当ナリ。平沼(騏一郎) 抔ハ鈴木説ニハ大反対ナリ。 (加藤友三郎) ョリ依頼スルコトモセサルヘカラスト云フ(一木喜徳郎ニハ加藤ヨリ依頼シタルモ一木カ之ヲ拒 カ出席セストモ差支ナキ様ニ取計フヘキニ付是非引受ケ呉 爭

拾がつかなくなるので、 ており、 主義を無責任とみたからではないかと推測している。しかし一木は第二次大隈内閣の閣僚だった関係上憲政会系とみられ 審査に適任であることはもちろんである。 この馬場発言で注目すべき第一点は、 政争の渦中にまきこまれるのを嫌ったのかも知れない。 一木はもと東大国法学の教授で美濃部達吉の師である。 引止めにかかったわけである。 倉富の同僚一木喜徳郎が主査委員長の第一候補とされたのに、 『国民』社説(7・18) はこの問題をとり上げ、 政府としては第二候補の倉富までが辞任するとなると収 公法専門家として、検察官僚出身の倉富よりも選挙法 一木が拒否したのは政府の白紙 就任を拒否したこ

案をはじめから断念していた疑いがある。 月まで小委員会を設置するということでは、年末開会の第四七議会に間に合わぬおそれがある。 政府としては来議会提

第二点は馬場が小委員会すなわち項目ごとの分科会をつくる案をもっていたことである。

九月の主査委員会再開

さて、 倉富はついで平沼を訪ねたところ折よく鈴木もいたので両名に辞意を繰返すと両名とも了承せず、 次の問答とな

った。

旧支配

層の頭部は

最低限、

次回総選挙より無条件普選を断行するか現行法をこのまま維持するかであった。

政府の調査会の答申の線に一致しつつあった。

すなわち、

第四六議会における選挙

しかしいまや次回総選挙より無

友会ハ是迄ノ行掛リニテ困ルヘキモ、 シト言ヒ居リタリト云フ。 ハ之ヲ認ムル標準ナキニ付、 トスルコト、ナリタルナリト云フ。 鈴木又選挙法ニ付テハ格別永ク審議スル必要ナカルヘク五六回モ会議シタラハ主査会ヲ終ハルコトヲ得ルナラント思フト云フ。 ナルナラント云フ。 政友会ニテハ左程ニ急クコトハ好マサルヘシト言フ。 カ主張シタルモノハ幾分ニテモ納税スルコトナリ。是ハ独立ノ生計ヲ立ツルト云フト同様ナル考ナルモ独立ノ生計ト言フテ 鈴木、 内務省ノ調査ノトキモ其点ニ付テハ意見一致セス、 平沼、 幾分ニテモ納税スル者ニ資格ヲ与ヘント欲スルナリ。 政府トシテハ斯ク言フヘキモ政友会ハ延ハスコトヲ好ムナラント云フ。 予、 然ラサレハ急キテモ困ルコトハナカラント言フ。平沼、納税資格ヲ維持スルコトハ最早出 純然タル官庁ノ調査ニテ其位マテ進ミタルナラハ官民合同ノ調査ナラハ納税資格ハ止ムル 鈴木、 岡野 (敬次郎、 甲説ハ納税資格撤廃ヲ主張シ、 司法大臣)抔ハ成ルヘク此次ノ議会ニ提出スル方宜 二説ノ一致ヲ得サリシニ付、 鈴木、 乙説即チ主トシテ自分 二説アル旨ヲ以テ答 普通選挙ニナレハ政

た上で、 党勢維持上不利と見たものと思われる。 していなかった。 内紛状態にあり、 正反対の態度をとってきた立前上、たとえ普選にまで進まなくとも、 ここで判明する第一点は政友会が次期議会における選挙法改正を欲していないという事実である。 選挙権の何らかの拡張を行うのが望ましかったのであろう。 このような党内状勢からいって改正は先にのばしたかったのであろう。 大勢として選挙権拡張承認の方向に進みながら、 すなわち政友会としては明年に予定される総選挙に勝って、 反対者も少なくなく、 選挙権の拡張を我党内閣以外の手で行われることは、 しかし最大原因は、 また拡張の程度については一 政友会政権 既 述の 如く政友会は これまで改 を再現 致

とである。 第二点は、 納税資格の撤廃をいう平沼と倉富にしても、この段階では無条件撤廃を意図していたか疑問がある。 もっとも、 官僚の中でも保守反動性のもっともいちじるしい司法官僚さえ、 鈴木は何らかの納税要件を主張しているが、自ら語るようにその実質は「独立ノ生計」 納税資格の撤廃は不可避と認識 ķ 、ずれにせよ を意味する。 ているこ

(897)103

題 0)

件普選即行か、 議会に政府案が提出されると否とにかかわらず、この争点が明確になることは必至であった。その矢先き加藤友三郎は病 に倒れ内閣は総辞職した。しかしこの内閣の作り出した争点は、次期内閣においてクローズ・アップされることになる。 次々回選挙より「独立の生計」の条件付普選実行か、にまで争点がしぼられつつあった。 第四七議会では

- 軍少将)。 新俱楽部)、 常務委員は下岡忠治・関和知(以上憲政会)、関直彦・大竹貫一(革 斯波貞吉(『万朝報』主筆)、河野恒吉(普選に熱心な陸
- 僧侶被選挙権獲得運動状況、9同第四号 女子政社並政談集会参加制 参考書、7同第二号 小学校教員被選挙権要望運動状況、8同第三号 法制審議会委員に参考資料として配付された。その目録は次のとおり。 冊(「内国ノ部」一三冊、「外国ノ部」二八冊)を作成した。これも臨時 衆議院議員選挙失権見込者数調、13選挙訴訟及当選訴訟ニ関スル大築 衆議院議員選挙違犯者調、12同第七号 地租営業税ノ地方委譲ニ依ル 限撤廃運動、 動方法ノ取締ニ関スル調査資料、6参考資料第一号 選挙法ニ関スル 選挙権ニ関スル調査資料、4選挙ノ方法ニ関スル調査資料、5選挙軍 調査会は答申とともに「衆議院議員選挙法ニ関スル調査資料」全四 内国ノ部 1衆議院議員選挙法、2選挙権ニ関スル調査資料、3被 10同第五号 衆議院議員選挙法罰則対照調、 11同第六号

千八百八十八年英国地方行政法、19千八百九十四年英国地方行政法 (一九一八年二月六日)、17英国投票法 (一八七二年七月一八日)、18 外国の部 14各国選挙事情、15各国選挙法罰則、16英国改正選挙法 院判決要旨

制、26仏国ノ比例代表法採用ノ場合ニ於ケル議会委員会ノ報告、27白 法ノ成績及各方面ノ意見並運動ノ状況、24仏国選挙法、25仏国市町村 代表法)、 22オルターネーティヴ、ヴォート及其ノ効果、 23比例代表 月三日)、39リスアニア共和国憲法(一九二二年八月六日)、40ラトウ 九一九年九月二日)、 37瑞西選挙法、 38土耳古選挙法(一九二三年四 下院議員選挙法、32普国東部六州州制、33普国東部六州市制普国東部 議会議員選挙法、 耳義選挙法、28独逸選挙法(一九二〇年四月二七日)、 20英国貧民救済法、21英国新選挙法ニ依ル選挙資格(一九一八年国民 ィア共和国憲法、41国民投票ノ制度ニ就テ。 一二月一八日)、35旧墺太利帝国下院議員選挙法、36伊太利選挙法(一 七州町村制、3独填共和国憲法制定国民議会議員選挙法(一九一八年 30普国選挙法(一九二〇年一二月三日)、31旧普国 29旧独逸帝国

- 資料は、とくに注記せぬ限り、東京大学法学部所蔵「穂積陳重文書 房、一九八○年)一六五ページを見よ。なお臨時法制審議会に関する (マイクロフィルム) による。 設立事情については三谷太一郎『近代日本の司法権と政党』(塙書 主査委員会の議事内容は「倉富勇三郎日記」 (国立国会図書館憲政
- 資料室保管)による。

お ゎ () تا

加藤友三郎内閣は政友会を与党とする貴族院内閣であったにもかかわらず、 旧来の政友会路線をはみ出た、 独自の政策

友会内でも、 四八議会では、 が、 状況からみて、 の際の有権者の大拡張は、 を志向し、 しかし少くとも一九一九年法の大幅な改正にあったことは疑うべくもない。 選挙法改正に向って大きく一歩を踏出した。 新政策として地租委譲を掲げた以上は、 加藤 政 府 「内閣の構想したような改正案が上程可決される可能性は大いにあったといえよう。すなわち、 あ 意図は納税資格の完全撤廃 総裁派・非総裁派共通の認識となりつつあったからである。 (独立生計ぬきの) 農村の大量失権者を救うためには選挙法の手直しは必至であり、 衆議院議員選挙法調査会の結論、 ķì わゆる普通選挙の実現にあったとはとうて このまま進めば、 および法制審 一九二五年春予定の第 識 会の 初 期 与党政 0) え そ ね

社 とっての「普選大害論」 ことを意図した。 0 普選まぢかしとみてか普選熱はややおとろえをみせ、 普選運動参加 ना 農民政社が活発な動きをみせた。 方 能性を確実なものにするために、 前議会から継続している野党の統一 が派がに 日本共産党およびその影響下におかれている無産運動リーダーの間では、 わ かに力を得た。 が優勢を保持していたが、 普選運動の煽動より統制へと態度を変じ、 加藤内閣成立時に加藤高明が第二候補にあげられたことを知った憲政会は、 戦線のもとに、 コミンテルンによる一九二二年テーゼの提示により一九二三年春以降 代って地方小都市、 普選運動は第四六議会下全国的に展開されたが、 農村地帯において、 各地の市民・農民政社を傘下におさめる い 中間層を主体とする市民政 ぜん山川均流の無産階級 大都 政権 市 では

争点こそ つあった。 第二次護憲運動の争点の一つは、 この意味においてこの内閣は、 加 藤友三郎内閣期において、 納税資格の無条件撤廃か、 はじめて生み出されたのである。 普選成立史に一 時期を画したといってよい。 「独立の生計」という条件づきの撤廃か、 政治諸勢力はこの争点に向って戦線を整理し であった。 この 0

(京都大学教授

production and the management of the monopolizing government salt agency. Then I restored the circulation of salt and its main routes in the latter half of the *Tang* period. Consequently, I could find out the relations between the circulation areas and the natural location, and the features of the *Hedong* salt pool as to the economic location. Politically, economically and geographically, this salt pool in *Anyi* 安邑 basin was closely related to the prefectures and the superior prefectures in *Weishun* 渭水 basin whose center was *Changan*. 長安.

The *Hedong* government salt agency, which was the typical institution for the production and salt, leaves us many documents. So our research on it may offer one model of the government salt agencies organized in each region in the *Tang* period.

The Revision of the Election Law and the Government of *Tomosaburô Katô* 加藤友三郎

by

Takayoshi Matsuo

Although the Government of $Kat\hat{o}$ (Jun. 1922-Aug. 1923), based on the House of Peers, was never a party cabinet, it recognized the necessity for revising the election law; it organized an Advisory Committee under the Cabinet as the first step toward the rivision. On the other hand, early in 1923, the movement for the universal suffrage was noticeable during the 46th session of the Diet as much as in the previous one. The movement spread out of larger cities through local towns to the country.

Meanwhile the ruling party, Seiyûkai 政友会, could easily kill the universal suffrage bill introduced by the opposition parties in chorus. But, in another context, the Seiyûkai determined to transfer the management of the land tax from the government to the local government, which made larger enfranchisement inevitable. For fear of missing the chance to take the helm of state affairs, the leading opposition party, Kenseikai 憲政会, which had instigated the universal suffrage movement, thereafter tried to control the political associations which were organized among the citizens and the farmers in various places.

The Japan Communist Party tried to keep the proletariat from joining in the movement, because they were afraid that it might result in the stabilization of the bourgeois rule.

In June 1923, the Advisory Committee on the Election Law in the House of Representatives suggested that the number of the enfranchised people should be tripled. The government referred this suggestion to the Hôsei-Shingikai 法制審議会, Legislative Council, which was in charge of investigating the important bills in advance. Thus, since the previous revision of the election law (1919), it was not till the Government of $Kat\^o$ that the new revisions was actually inscribed on the political calendar. And the cabinet of Yamamoto 山本 took over the revision work.

Coalition et Rupture entre la S. F. I. O. et le P. C. F. 1944–1947: sur le plan socialiste d'un gouvernement et la stratégie socialiste de reconstruction de l'économie française

par

Yoshihiko Sugimoto

En mai 1947, la S.F.I.O. a exclu les communistes du ministère à sa direction. Jusqu'ici on affirme bien des fois qu'il s'agit là d'un effet de la doctrine Truman présentée en mars de la même année, politique anticommuniste d'intervention américaine en Europe, qui aurait fait imaginer aux socialistes que la révocation des ministres communistes leur apporterait les crédits américains pour la reconstruction de l'économie française. Sans doute sur l'éventualité d'une aide américaine, les socialistes ont fondé leur stratégie de reconstruction économique, mais elle reposait aussi sur le blocage des salaires. Ce blocage, pris par tous les trois gouvernements à direction socialiste, était «leçons de l'histoire» que de l'échec économique et financier du Front populaire les socialistes ont dégagées et qu'ils intégraient à fond dans leur idée d'une «voie au socialisme», de sorte que l'appui ded communistes à la demande d'augmentation a de sa nature rendu les